(記載例第4号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

平成28年6月14日
熊　　本　　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				熊本市北区植木町地内	無	平成26年度～平成30年度	植木町多面的機能広域協定運営委員会	変更内容：実施地域に「亀甲中集落」「向坂集落」を追加

(記載例第4号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

平成28年6月22日
熊　　本　　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				熊本市南区 下記集落地内 （会富町、八分字町正保、孫代町、浜口町、無田口町、並建町）	無	平成26年度～平成30年度	飽田多面的機能保全組織広域協定運営委員会	変更内容： 実施地域に「今集落」を追加
○				熊本市南区城南町地内	無	平成26年度～平成30年度	城南地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会	変更内容： 協定農用地面積の変更（対象筆の除外）

(記載例第4号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

平成28年6月27日
熊　　本　　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				熊本市東区平山町平山集落、東区鹿帰瀬町鹿帰瀬集落、東区弓削町弓削集落、山尻集落、東区石原町石原集落、東区吉原町吉中集落、東区上南部上南部集落及び王田集落	無	平成26年度～平成30年度	供合地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	変更内容：農業用施設の追加